

保 発 0521 第 4 号  
平成 30 年 5 月 21 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

平成 30 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査  
国庫補助金の実施について

標記については、「平成 30 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査の国庫補助について」（平成 30 年 5 月 21 日厚生労働省発保 0521 第 4 号厚生労働事務次官通知）によるほか、別紙「平成 30 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金実施要綱」により行うこととし、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

平成 30 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会  
特定健康診査国庫補助金実施要綱

1 目的

全国健康保険協会(以下「協会」という。)が東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により被災された方に対して実施する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 20 条の規定に基づく特定健康診査事業において、自己負担免除相当額及び避難者の加入保険者と避難先の健診機関等が実施する特定健康診査の費用の差額に対する助成(以下「本事業」という。)を行うことにより、当該特定健康診査事業の円滑な実施を支援し、もって生活習慣病の予防を推進、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、協会とする。

3 対象者

本事業の対象者は、「平成 30 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査の国庫補助について」(平成 30 年 5 月 21 日厚生労働省発保 0521 第 4 号厚生労働事務次官通知)の別紙「平成 30 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に定める帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有する協会の被保険者(以下「本事業の対象者」という。)であり、平成 30 年度中に避難指示が解除された地域、又は区域の指定が再編された地域に住所を有する協会の被保険者についても、別途定める日までの間に実施した特定健康診査に係る費用について補助対象とする。

また、本事業の対象者には、東北地方太平洋沖地震が発生した日以降に他市

町村へ転出した者も含むものとする。

#### 4 事業内容

本事業の内容は、本事業の対象者に対する次の特定健康診査事業とする。

##### (1) 特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成

本事業の対象者から徴収を免除した特定健康診査に係る自己負担金について補助する。

##### (2) 避難先の健診機関等での特定健康診査の費用と協会が実施する特定健康診査に係る費用との差額への助成

本事業の対象者が避難先の健診機関等において特定健康診査を受診した場合の費用について、特定健康診査受診時に加入している協会に請求があった場合に、仮に避難前の居住地の健診機関等で特定健康診査を行った場合の費用との差額について補助する。

#### 5 費用の負担

協会が実施する本事業については、交付要綱に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

#### 6 請求主体

本事業の補助金申請の手続は、特定健康診査受診時に被保険者が加入する協会において行うこととする。

なお、本事業の対象者が東北地方太平洋沖地震が発生した日以降に国民健康保険若しくは他の被用者保険の被保険者又は被扶養者となり、特定健康診査を受けた場合においては、別に定める交付要綱、実施要綱に従い、当該特定健康診査受診時の国民健康保険若しくは他の被用者保険の保険者が補助金の申請を行うこととする。